

KURURU ポイント取扱規則

(目的)

第1条 KURURU カードの保有者に対して、KURURU ポイントサービスの内容及び適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本サービスに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。

2 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) KURURU カードとは、無記名式カード、記名式カード、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめっえバスカードをいう。
- (2) KURURU 交通事業者とは、アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社、長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すざか市民バス運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者及び飯綱町 i バス運行事業者をいう。
- (3) KURURU 取扱事業者とは、KURURU カードの販売等を行う事業者をいう。
- (4) SF（ストアードフェア）とは、専ら KURURU 交通事業者が定める旅客運賃の支払に充当する KURURU カードに記載された金銭的価値をいう。
- (5) KURURU ポイントとは、本規則に基づき付与されるポイントサービスをいう。
- (6) IC 定期乗車券とは、券面に定期乗車券の情報が印字された KURURU カードをいう。
- (7) おでかけパスポートとは、70 歳以上で長野市内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。
- (8) 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードとは、70 歳以上で飯綱町内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。
- (9) 高山村ふれあいパスポートとは、70 歳以上で高山村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。
- (10) 小川村まめっえバスカードとは、70 歳以上で小川村まめっえバスカード村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。

(KURURU ポイントの付与)

第4条 本協議会は、KURURU 交通事業者における KURURU カードを用いた利用により、土曜日、日曜日、祝休日、8月13日から16日まで及び12月29日から1月3日までの利用についてはSF利用額の25%を、これらに該当しない水曜日及び県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク期間中は15%を、いずれにも該当しない日は5%を、KURURU カードに KURURU ポイントとして付与する。

2 IC 定期乗車券による定期券区間内の利用分については、KURURU ポイントは付与しない。

3 その他、本協議会又は KURURU 交通事業者が実施するキャンペーン、イベント等により、所定の基準に従って KURURU ポイントを付与する。

4 KURURU ポイントは、毎月末に1か月分のSF利用額の合計に基づき仮ポイントを集計し、翌月確定ポイントとして付与する。この際、小数点以下の端数は切捨てる。

5 本協議会は、KURURU ポイントの付与基準等を予告なく改定することがある。

(KURURU ポイントの失効)

第5条 KURURU ポイントの有効期限は、ポイント付与月から24か月後の月末日とし、有効期限を過ぎたKURURU ポイントは自動的に失効する。

2 KURURU カードが無効となった場合及びKURURU カードを解約した場合は、付与したKURURU ポイントはすべて失効する。

3 偽造、変造その他不正に作成されたKURURU ポイントを使用することはできない。

(KURURU ポイントの確認)

第6条 KURURU ポイントの残高は、所定の機器及び本協議会が開設するホームページで確認することができる。

(KURURU ポイントの移行)

第7条 KURURU カードの変更(無記名式カードから記名式カードへ、一般カードから障害者カード、障害者介護者カード、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめってえバスカードへ、小児カードから一般カード又は小児障害者カードへ、小児障害者カードから障害者カードへ、おでかけパスポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村まめってえバスカードから一般カードへ等)、KURURU カードの再発行及び記名式カードを解約し無記名式カードを発売する場合並びに障害者介護者カードを解約し同一記名人のKURURU カードに移行する場合は、使用者からの申し出により、累積したKURURU ポイントを移行する。

2 記名式カードから記名式カードへ、無記名式カードから無記名式カードへの変更は移行しない。

(KURURU ポイントの還元)

第8条 KURURU ポイントは、使用者からの申し出により、以下の各号に定める方法で、SF に還元することができる。

(1) KURURU ポイントは、1 ポイントを1円とし、1,000ポイント単位で還元する。

(2) KURURU カードのSF 残額が20,000円を超えない範囲で還元する。

(3) KURURU ポイントの失効期限に近いものから還元する。

(4) KURURU ポイントは、現金とは交換しない。

(5) 複数のKURURU カードのKURURU ポイントを合算することはできない。

(6) KURURU ポイントの他者への譲渡や、相続の対象とすることはできない。

(7) SF に還元されたKURURU ポイントは、再びKURURU ポイントへは交換しない。

(8) 本協議会及びKURURU 取扱事業者は、使用者が還元しなかった場合でもその責めを負わない。

(KURURU ポイントの還元箇所)

第9条 KURURU ポイントの還元は、「別表」のKURURU 取扱窓口で行うことができる。

2 KURURU 取扱事業者は、前項で定めた取扱箇所以外でKURURU ポイントの還元を行うことがある。

(ポイントの訂正)

第10条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者が保有するKURURU ポイントを訂正することができる。

(1) 利用者が、本規則や法令等に違反し、その他本協議会が定めた方法以外で不正にKURURU ポイントを付与した場合

(2) その他、本協議会がKURURU ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(規則等の変更)

第 11 条 本規則が改定された場合、以後の KURURU ポイントに係る取扱については、改定された規則を適用する。

2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

附 則

本規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 27 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

本規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、令和 元年 12 月 1 日から施行する。

【別表】

KURURU 取扱窓口	くるるカードセンター	
	長野バスターミナル	
	高山村保健福祉総合センター	
	アルピコ交通	長野駅前総合案内所
		長野営業所
		松代営業所
		戸隠営業所
		新町営業所
	長電バス・長野電鉄主要駅	長電バス長野営業所
		長電バス飯綱営業所
		長野駅 長野売店
		権堂駅
		信濃吉田駅
須坂駅		